

筑波山地域ジオブランド認定要項

(目的)

第1条 この要項は、筑波山地域(つくば市、石岡市、笠間市、桜川市、土浦市、かすみがうら市の6市(以下「筑波山地域6市」という。))が筑波山地域ジオパークの日本ジオパークへの認定を機に、住む人にも訪れる人にも「みんなに愛される地域づくり」をさらに推進するため、“筑波山地域ジオブランドづくり”を進め、筑波山地域6市の魅力ある地域資源の価値を高めることを目的とする。

(筑波山地域ジオブランド認定審査会)

第2条 ガイドラインに基づく商品等の審査及び「ジオブランド」の認定に関する重要事項の審議のため、筑波山地域ジオブランド認定審査会(以下、「認定審査会」という。)を設置する。
2 認定審査会に関わる事務局については、筑波山地域ジオパーク推進協議会地域振興部会内に置く。
3 認定審査会の設置・運営に関しては、別に定める。

(定義)

第3条 ジオブランドは筑波山地域ジオパーク全体そのものであるがここでのジオブランドは、地域経済の活性化を踏まえ、筑波山地域ジオパーク全体を表すものではなく、今後、創出を図る商品のことをいう。

(認定基準)

第4条 筑波山地域ジオブランド認定品として認定する基準は、筑波山地域ジオブランド認定ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)によるものとする。

(認定の申請・決定)

第5条 筑波山地域ジオブランド認定品の認定を受けようとする生産者・事業者など(以下「申請者」という。)は、筑波山地域ジオブランド認定申請書(様式第1号)に必要事項を記載し、筑波山地域ジオパーク推進協議会長(以下、会長という)に申請するものとする。
2 認定審査会は、前項の規定に基づき申請があった場合は、申請に係る商品又は提供されるメニュー認定の可否について審査を行うものとする。
3 前項の規定による審査の結果、当該商品又はメニューがガイドラインに適合すると認められるときは、会長は認定の決定を行い、当該申請者に対して筑波山地域ジオブランド認定証(様式第2号)を交付するものとする。
4 会長は第2項の規定による審査の結果、審査会が認定すべきでないと判断した商品については、認定しない理由を付して、筑波山地域ジオブランド不認定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(認定マークの表示)

第6条 前条の規定により認定証が交付された商品の生産者・事業者など(以下「受証者」という。)は、当該商品の容器または包装又はメニュー表に、認定品であることを示す筑波山地域ジオブランド認定マーク(以下「認定マーク」という)を印刷表示する。
2 前項の認定マークの印刷表示に要する費用は、受証者の負担とする。
3 前項の認定マークの印刷を行わない場合は、別に認定審査会が発行する認定シールを当該商品本体または包装・容器などに貼り付けることとする。

(認定の有効期間)

第7条 第5条第3項の規定による認定の有効期間は、認定の日から3年間とする。

(認定の更新)

第8条 認定の更新を行う場合には、認定期間終了年度の更新申請締切までに、筑波山地域ジオブランド認定更新申請書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請が認定審査会による再審査で適当と認められた場合、会長は当該申請者に対して認定証を交付し、認定を更新するものとする。
- 3 更新の有効期限は、認定の満了する日の翌日から3年間とする。
- 4 会長は第1項の規定による申請について、認定審査会による審査で認定すべきでないと判断した商品については、認定しない理由を付して、筑波山地域ジオブランド不認定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(認定の変更)

第9条 認定品に次の各号改善・追加などの仕様変更を行う場合は、その内容を筑波山地域ジオブランド認定証記載事項変更届出書(様式第5号)に記入し、速やかに会長に届け出るものとする。ただし、認定を受けた商品が1号から3号を除き、ガイドラインに定められている項目を変更する場合は認定を取り消すものとする。

- (1) 認定品の名称、価格等を変更するとき。ただし、価格の変更については認定時の1.5倍までとし、これを超える場合は認定審査員の過半数以上の承認が得られない場合は認定を取り消すものとする。
- (2) 認定品の代表者名若しくは住所等を変更するとき。
- (3) 認定品の容器包装等を変更するとき。
- 2 会長は、認定証の内容に変更が生じたときは、当該認定者に対して、必要事項を記載した認定証を交付するものとする。ただし、会長は認定書を交付する際に必要と認められる場合に限って、審査委員会の意見を聞くことができる。

(受証者の責務・事故等への対応)

第10条 受証者は、この要項の規定を遵守するとともに、「筑波山地域ジオブランド」のイメージ向上に努めなければならない。

- 2 本認定制度は、受証者の意志による申請を前提に、自主申告・自主管理を原則とすることから、認定品に問題が生じた場合の責任は、認定者自身に帰属するものであり、認定品の流通や販売、使用や消費において事故等が発生したときは、その責任の一切を受証者が負うものとする。
- 3 受証者は、前項に定める事故等の内容を確認したときは、速やかに会長に連絡し、報告書を提出しなければならない。
- 4 会長が認定品の苦情等を受け付けたときは、受証者に対して速やかに内容を連絡する。受証者はこれに誠意を持って対応し、その状況を報告しなければならない。
- 5 会長は事故等の内容を一般に広く知らせる必要があると認めるときは、その内容を公表する。その際に受証者及びその取引関係先において経済的な損害その他不測の事態が発生した場合でも、一切の責任及び負担を負わないものとする。

(認定の取消し)

第11条 会長は、受証者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該商品に対する認定を取消しすることができる。

- (1)認定取消しの届出があったとき
- (2)認定品が認定基準に適合しなくなると認められるとき
- (3)虚偽の申請により認定を受けたとき
- (4)その他認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき

(補則)

第12条この要項に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は地域振興部会が定める。

附則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和6年5月10日から施行する。